

令和6年度（令和5年分） 市県民税等申告用 農業収支計算表

住所		氏名	
----	--	----	--

※申告相談の際は収入、経費とも内容のわかる通帳、売上傳票、領収書、購買明細書等資料を持参してください。

1. 農業収入・免税牛収入の内訳

- ・経営所得安定対策等、農業補助金は農業所得の雑収入で申告してください。
- ・中山間直接支払交付金は、集落分も申告が必要です。
- ・免税肉用牛の適用を受けるためには家畜市場の売上傳票が必要です。
- ・自家保有米や贈与分も収入に計上が必要です。

収入	農産物の種類		金額	雑収入			金額
	収入	水稻作付面積 () a	販売用			雑収入	農作業受託料
袋			中山間直接支払交付金				
過年精算米			共済金	水 稻			
家事消費		袋		その他			
免税牛					経営所得安定対策等交付金		
					補助金		
					小作料		
	小計①						
販売金額 () 頭							
価格補填金 (補償)							
小計②					小計③		
				合計 (①+②+③)			

2. 経費の内訳 (その他の経費は用紙裏面に記入してください)

イ. 雇人費

ロ. 小作料支払

氏名	住所	日数	経費の別	支払金額	氏名	住所	面積	経費の別	支払金額
合 計 (イ)					合 計 (ロ)				

ハ. 減価償却費の内訳 ※軽トラック等は事業専用割合で按分する。

	資 産 名	取得年月	取得金額	償却基礎金額	償却年数	償却率	償却期間	専用割合	本年償却額	農業分	免牛分
1					年		/12	%			
2					年		/12	%			
3					年		/12	%			
4					年		/12	%			
5					年		/12	%			
合 計 (ハ)											

★減価償却資産の計算(車両・機械等) H19.4.1以後取得→取得価格×定額法償却率×所有月/12月

★使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

★主な減価償却資産の耐用年数

機 械 等	耐用年数	償却率	機 械 等	耐用年数	償却率	機 械 等	耐用年数	償却率
田植機	7年	0.143	農業用貨物自動車(普通)	5年	0.2	ビニルハウス(丸パイプ)	8年	0.125
耕うん整地用機具			農業用貨物自動車(軽四)	4年	0.25	種苗花卉園芸設備	7年	0.143
トラクター(乗用型)			木造モルタル倉庫	14年	0.072	きのこ乾燥用バーナー	5年	0.2
コンバイン・ハーベスタ			鉄筋コンクリート倉庫	38年	0.027	きのこほだ木	3年	0.334
運搬用器具			簡易建物	10年	0.1	繁殖用牛(メス)	6年	0.167

二. その他の経費内訳

科 目	農業の経費	免税牛の経費	合計金額	経費の説明
	%	%		
収入按分割合	%	%		
雇人費 ※イの額を転記				荒起・田植・稲刈などの臨時雇人、常時雇人などの労賃及び賄費
小作賃借料 ※ロの額を転記				支払った田畑の小作料等
減価償却費 ※ハの額を転記				使用可能期間が1年以上で取得価額が10万円以上の農機具、繁殖牛等
利子割引料				農業のための借入金の支払利息（元金の返済額は含まれません）
租税公課				消費税の納付税額、農地・農業施設の固定資産税、農業用車輛に係る税など
種苗費				苗代、種もみ、種子代等
素畜費				子牛等の取得費、種付料等
肥料費				化学肥料、たい肥代等
飼料費				飼料代
農具費				使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農薬衛生費				農薬の購入、ヘリ防除、畜産に関する獣医師の治療費など
諸材料費				マルチ・チップソーなどの農業生産資材
修繕費				農機具や農業用建物・車両の修繕、車検費用など
動力光熱費				農業生産に係る電気代、ガス代、水道料、灯油やガソリンなどの燃料費（生活で使用するものは含まれません）
作業用衣料費				農作業に必要な作業衣、長靴、作業用帽子、手袋代等
農業共済掛金				水稻、果樹、家畜、倉庫などに係る共済掛金（居住する家屋に係る建物共済は含まない）
荷造運賃手数料				出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料
土地改良費				土地改良事業の賦課金等
中山間				加入している協定の共同取組費（協定が行った事業費を個人に按分したもの）
ライスセンター料				
水利費				
雑費				
合 計				

ホ. 専従者控除

氏 名	続柄	従事月数	農業分	免税牛分	合 計	
						生計を一にする配偶者やその他の15歳以上の親族が、本年中に6か月を超える期間専ら農業に従事している場合
合 計						